三　計算期間（基準日世帯被保険者が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額

（加入者がその資格を喪失した場合等において基準日とみなす日）

第五条の二の七　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第十二項の文部科学省令で定める場合は、加入者であつた者が、計算期間において医療保険加入者（同項に規定する医療保険加入者をいう。以下この条及び第五条の九において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の文部科学省令で定める日は、当該日の前日とする。

（基準日において加入者又はその被扶養者である者が被保険者等であつた間に当該被保険者等又はその被扶養者等が受けた療養について算定した金額）

第五条の二の八　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日加入者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
一	地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額
［略］	［略］	［略］
四	健康保険の被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
［略］	［略］	［略］

［条を加える。］

（基準日において加入者又はその被扶養者である者が被保険者等であつた間に当該被保険者等又はその被扶養者等が受けた療養について算定した金額）

第五条の二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において、基準日加入者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日加入者をいう。第五条の十において同じ。）又は基準日被扶養者（同項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。同条において同じ。）が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等（同項第五号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

［同上］	［同上］	［同上］
一	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額
［同上］	［同上］	［同上］
四	健康保険の被保険者（日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この条及び第五条の四において同じ。）並びに組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに加入者を除く。第五条の四において同じ。）であつた期間	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］